

報道資料

令和 7 年（2025 年） 8 月 21 日

（豪雨関連）災害救助法による「被災した住宅の応急修理」申込み受付の開始

令和 7 年 8 月の大雨に伴い一定程度以上の被害があった住宅について、市が修理業者へ依頼して、日常生活に必要な最小限度の部分の応急修理を行います。

1 制度の概略

- ・被災した住宅について、日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理することで元の住家に引き続き住めるようにすることを目的とした制度です。
- ・応急修理に掛かる費用については、限度額の範囲内で被災者に代わって熊本市が修理業者へ支払うというスキームです。
- ・対象箇所 居室、炊事場、トイレ等、日常生活に必要な最小限度の部分
- ・限度額 大規模半壊、中規模半壊、半壊の場合は、1 世帯あたり 739,000 円以内
準半壊の場合は、1 世帯あたり 358,000 円以内
- ・救助期間 災害発生の日から 1 年以内となるように内閣府と協議中（特別基準の適用）

2 熊本市における手続きの流れなど

- ・対応窓口 電話：096-328-2449、対面：住宅政策課（本庁舎 9 階）
- ・（事前相談：要件への適合確認など）⇒（事前調整：修理業者の確認や例示など）
⇒申込書ほか書類を提出（不足書類は後日）⇒市から修理業者へ依頼⇒修理実施

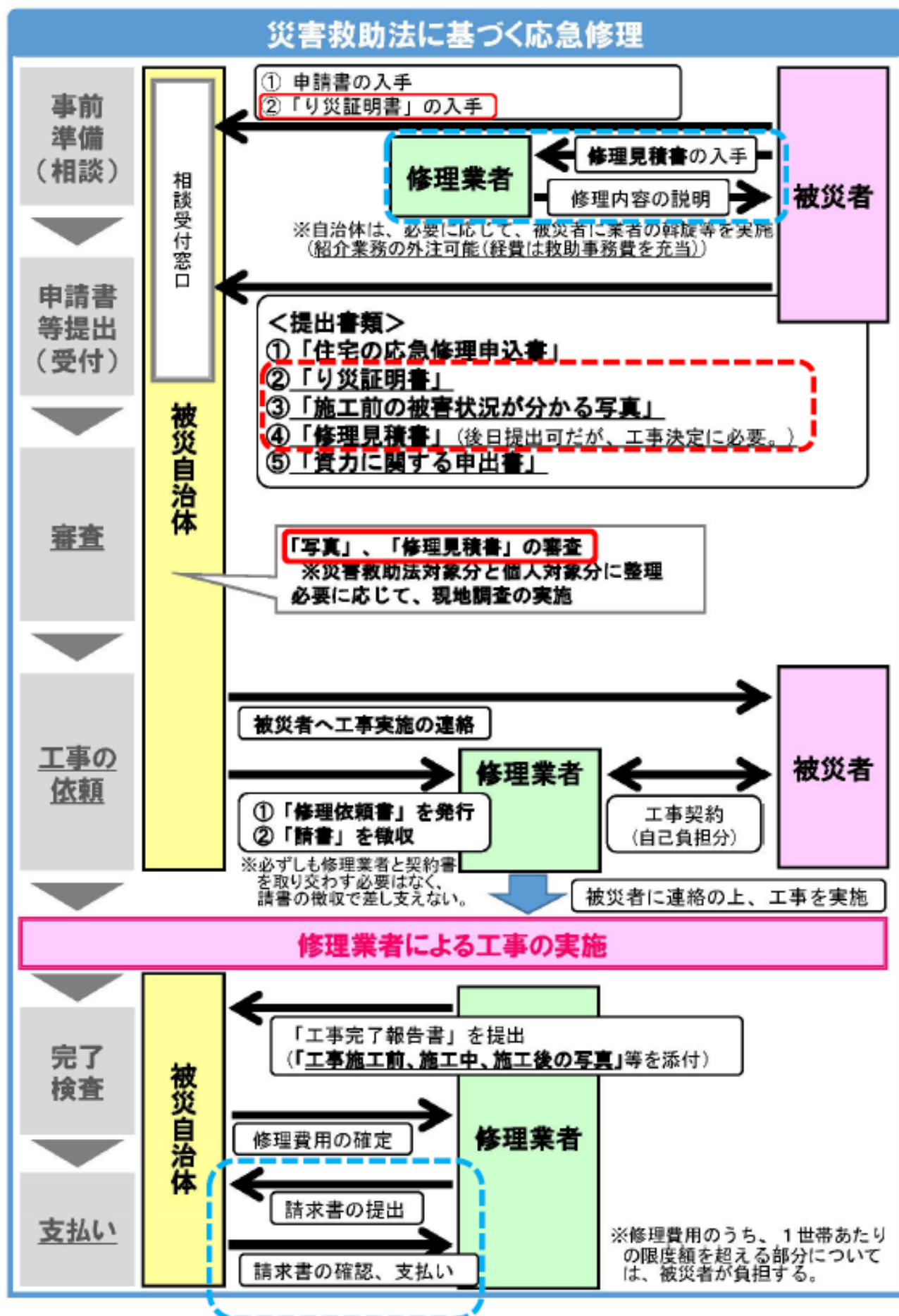
※ 8 月 20 日から住宅政策課ホームページにて申込書ほか様式データ等も掲載開始しました。

※制度のイメージ等を＜別添＞で添付していますので参照ください。

※その他、本件に係る取材等については【問い合わせ先】までご連絡ください。

【問い合わせ先】

熊本市 都市建設局 住宅部 住宅政策課
電話：096-328-2449 課長：荒巻 純生



9-② 住宅の応急修理（日常生活に必要な最小限度の部分の修理）
【大規模半壊・中規模半壊・半壊】（内閣府告示 第7条第2号）

	一 般 基 準	備 考
対象者	①災害のため住家が半壊（焼）し、 自らの資力では応急修理をすることができない者（半壊、中規模半壊世帯） ②災害のため大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊した者（大規模半壊世帯）	
費用の 限度額	居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対して、 1世帯当たり 739,000円以内	・ 特別基準の設定はなし ・ 1世帯当たり平均ではなく各世帯ごとの基準額
救助期間	災害発生の日から3ヶ月以内に完了 （国の災害対策本部が設置された災害においては6ヶ月以内に完了）	

9-③ 住宅の応急修理（日常生活に必要な最小限度の部分の修理）
【準半壊】（内閣府告示 第7条第2号）

	一 般 基 準	備 考
対象者	災害のため住家が半壊（焼）に準ずる程度の損傷（以下、「準半壊」という。）を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者	
費用の 限度額	居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対して、 1世帯当たり 358,000円以内	・ 特別基準の設定はなし ・ 1世帯当たり平均ではなく各世帯ごとの基準額
救助期間	災害発生の日から3ヶ月以内に完了 （国の災害対策本部が設置された災害においては6ヶ月以内に完了）	